

「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修（通信）」学則

（開講目的）

第 1 条 急速な高齢社会の到来を迎え、介護職員においては、基本任用資格が将来的に介護福祉士となることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得することが求められている。
この講座は介護事業に従事するにあたり、習得すべき知識と技能を研修するだけでなく、介護に最も重要な利用者に寄り添う心やふれあいを大切にした人材育成を行うことを目的とする。

（研修の名称）

第 2 条 研修の名称は以下のとおりとする。

「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修（通信）」

（研修の課程及び形式）

第 3 条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程（通信）

- 2 講義を通信の方法によって行う地域は、第 4 条における研修会場へ通学可能な地域（静岡県西部地区）とする。

（研修会場の所在地）

第 4 条 研修会場の所在地は、別紙 1 「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修（通信） 研修会場一覧表」のとおりとする。

（研修期間）

第 5 条 研修期間はおおむね 6 か月とする。

（実習の活用）

第 6 条 本研修においては、別に定めるとおり実習を活用する。

（講師氏名）

第 7 条 研修を担当する講師は、別紙 2 「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修（通信）講師一覧表」のとおりとする。

（実習施設名称）

第 8 条 実習をおこなう施設は別紙 3 「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修（通信）実習施設一覧表」のとおり。

（遅刻、早退、欠席の取り扱い）

第 9 条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第 10 条 研修時間数は、別紙 4 「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修 (通信) カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第 11 条 修了認定は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 第 10 条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した者。
- (2) 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- (3) 筆記試験による修了評価を受けて一定以上の評価を得た者。
- (4) 第 3 項の修了評価は、100 点を満点として A (90 点以上)、B (89~80 点)、C (79~70 点) 及び D (70 点未満) の区分で評価する。なお、第 3 項の一定以上の評価とは C 以上の評価であり、D 評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則として修了者と認定するに足るまで再評価を行う。
- (5) 通信課程において、記述式問題にて 80 点以上を獲得、かつ論述問題にて講師の採点による合格基準を満たす者。

(受講申込手続)

第 12 条 受講申込手続は次の通り行う。

- (1) 新聞広告やインターネットによる、講座案内を行う。
- (2) 各クラスの受付は、研修の指定を受けた日から開始し、開講日の 7 日前で締め切るものとする。
- (3) 案内書の請求を電話、FAX 等で受付する。
- (4) インターネットについては、直接応募の受付を行う。
- (5) 案内書を受け取った受講希望者は、添付された申込ハガキに必要事項を記入し、申込締日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で受講受付は終了する。
- (6) 申込ハガキやインターネットでの申し込みに基づいて教材発送手続をし、同時に開講に関する書類等を郵送する。
- (7) 開講に関する書類等を受け取った受講者は、教材到着後 7 日以内に受講料を納入する。
- (8) ただし、特定の団体から介護職員初任者研修を請負った場合は、上記一号から七号に掲げた手順を踏まなくても良いものとする。
- (9) 受講料の振り込みが確認できた時点で、受講申込手続を完了したとみなす。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第 13 条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおりとする。

受講料 (税別)	120,000 円
テキスト代 (受講料に含む)	6,800 円
傷害・賠償保険料 (受講料に含む)	300 円
健康診断費用	別途自己負担
補講料 (講義・演習・実習) (税別)	事業者が指定した日時の場合：無料 本人が指定した日時の場合： 1,000 円/30 分毎
修了証明書再交付に係る事務手数料 (税別)	1,000 円

(解約条件及び返金の有無)

第14条 受講申込手続完了後の返金は以下の取り決めのおりとする。

(1) 受講者からの解約の場合

- イ 電話・FAXおよび電子メール等での連絡を必須とする。
- ロ 開講日の7日前までの解約は、テキスト代および振込手数料を受講者負担とし、受講者負担金額を差し引いた金額を返金する。
- ハ 開講日の6日前～当日の解約は、解約事務手数料5,000円とテキスト代および振込手数料を受講者負担とし、受講者負担金額を差し引いた金額を返金する。
- ニ 一度でも受講した場合の返金は、いかなる理由であってもおこなわない。

(2) 事業者からの解約の場合

- イ 1クラスの応募者が5名に満たなかった場合、振込手数料を弊社負担とし、振込された全額を返金する。
- ロ 前項の場合であっても、受講応募者が他のクラスを受講する場合は、その受講料へ充当するものとする。

(本人確認)

第15条 研修における通学初日に、顔写真が貼布された身分証明書にて本人確認を行う。ただし、顔写真が貼布された身分証明書を未所持の場合は、以下にあげた各号のうちから2つの提示により、本人確認を行う。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
- (2) 住民基本台帳カード
- (3) 健康保険証
- (4) 年金手帳

(保険加入)

第16条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用(第13条に定める)は受講生の負担とする。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第17条 研修の一部を欠席した者や第11条による修了の認定が受けられなかった者については、次に該当した場合に修了したとみなす。また、補講にかかる受講料は第13条に定める。

- (1) 欠席した項目について、補講を受ける。
- (2) 通信学習において80点未満の場合は、再提出を行い、80点以上に達した時点において当該学習を修了したものとする。また、論述に関しては講師の採点により合格基準に達したとの判断が出るまで、再提出をする。
- (3) 受講生が通信学習について質問をする場合は、郵便又はFAXを利用するものとする。
- (4) 修了検定において不合格となったものは、講師の採点により合格基準に達したとの判断が出るまで、再度検定を受けるものとする。

(使用テキスト等)

第 18 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

財団法人長寿社会開発センター発刊 「介護職員初任者研修テキスト」

(受講取消)

第 19 条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 当社の定める受講料支払規定に反する者
- (4) 受講継続意志がなく、「退講届」を提出した者
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者

(退講)

第 20 条 第 19 条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知するとともに、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第 21 条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第 22 条 事業者は、第 11 条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 23 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「遠鉄の介護サービスラクラス初任者研修(通信)修了証明書再交付申請書」及び事務手数料(第 13 条に定める)を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第 24 条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- 2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者提出するものとする。

(附則)

第 1 条 この学則は、平成 27 年 11 月 16 日から施行する。(指定日)